明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○旅券法施行規則の全部を改正する省令（外務一〇）　一
○地方整備局組織規則の一部を改正する省令（国土交通七二）　五〇
〔告　示〕
○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群）に関する令和四管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産一五二九）　五一
○石見空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（国土交通一〇三五）　五二
〔官庁報告〕
官庁事項
登録小型船舶教習所の登録事項の変更に関する公示（関東運輸局）　五三
国家試験
水先人試験の施行（国土交通省）　五三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　五三
会社その他
会社決算公告　五三

省令

○外務省令第十号

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）に基づき、及び同法を実施するため、旅券法施行規則の全部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十月五日

外務大臣　林　芳正